

訪問介護に係る介護報酬の見直しを求める意見書の提出について

上記案件を、高梁市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり提出します。

令和 7 年 6 月 26 日提出

高梁市議会議長 伊藤泰樹 様

提出者 市民文教委員会
委員長 小林重樹

訪問介護に係る介護報酬の見直しを求める意見書（案）

令和 6 年度の介護報酬改定においては、介護従事者の処遇改善やサービスの質向上を目的とした見直しが行われましたが、その中で訪問介護報酬が引き下げられたことは、地方の中山間地域における介護サービスの安定的な提供に甚大な影響を及ぼすことが危惧されます。

特に、中山間地域においては、都市圏とは異なり、利用者の自宅への訪問に際し非効率な移動を強いられる上に、燃料費等の経費が多額に発生するという実情があります。今回の報酬引下げは、こうした地域特性を十分に考慮しているとは言えず、収益性の悪化に直結し、結果として事業所の運営継続を困難にさせ、ひいては地域住民が安心して介護サービスを受けられる環境を脅かすものと懸念され、その影響は広範囲に及ぶものと認識しております。

また、訪問介護の基本報酬が引き下げされた一方、介護職員の処遇改善加算の拡充がなされていますが、基本報酬引下げで減収となり、処遇改善が困難な状況にあります。介護の必要な人が、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、訪問介護サービスの安定的な提供が絶対に欠かせません。

よって、本市議会は、国に対し、介護事業者の経営環境及び介護労働者の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬の引上げを行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 26 日

岡山県高梁市議会

意見書提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣